
朝霞和光資源循環組合
ごみ広域処理施設整備・運営事業
入札説明書等に関する質問回答（第1回）

令和6年5月10日

朝霞和光資源循環組合

1 入札説明書に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	27	第7章	6	(4)	電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について	入札時における買電に係る電力料金(基本料金、買電等)の算定は、令和6年度の条件で算出とさせていただきますでしょうか。 また、燃料費調整額や市場価格調整額の変動も大きいことから、指標の統一にあたり、月までご指定いただけますでしょうか。	電力料金の算定は、令和6年8月の条件を基に算出してください。
2	32	別紙2	3	(1)	設計・建設業務に係る対価	「令和7年度の支払額については、循環型社会形成推進交付金の対象外工事に限る」とありますが、例えば、按分の対象となる造成などの対象内工事は工事可能と理解してよろしいでしょうか。 また、その際の支払額は令和8年度に繰り越されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	37	別紙4			リスク分担表 近隣対応リスク	「上記以外のもの」が事業者リスクに分類されていますが、各段階(設計、建設、運営)に応じて、ご協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	基本的には事業者リスクとなりますが、発生した事象の内容や状況に応じて協議を行うこととします。

2 要求水準書に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	6	第1編 第3章	4	3.4.4	地質	地質や土壤汚染に関して「添付資料2 地質調査報告書」、「添付資料3,4 土壤汚染状況調査報告書」と異なる場合（予期せぬ埋設物や土壤汚染対策範囲の相違など）は、その費用負担及び工程についてご協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	大規模に異なる事象を対象とします（軽微なものは除く）。
2	6	第1編 第3章	4	3.4.5	土地利用規制 都市計画区域	都市計画範囲を明確にするため、添付資料01 現況平面図および添付資料10 付替道路分筆案のCADデータをいただけないでしょうか。	希望事業者に資料を配布しますので、組合（担当者）へご連絡ください。
3	8	第1編 第3章	4	3.4.7	本施設整備に係る 留意事項 (5)送電鉄塔及び 高圧送電線との離 隔確保	「実施設計段階で影響の検討を行うものとし、検討結果から対策が必要となった場合は、本事業で対応を図るものとする」と記載されていますが、本対策工事で必要となった追加工事については、その費用負担及び工程についてご協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	大規模な追加工事が必要となった場合を対象とします（軽微なものは除く）。
4	9	第1編 第3章	5	3.5.2	用水	「プラント用水は、上水と井水を併用するものとし、生活用水はすべて上水とする。」と記載があります。敷地内の井水調査結果など、水質に関するデータがありましたらご教示願います。データがない場合は、水質調査のため試掘取水させてもらえないでしょうか。 また、井水取水量の制限についてご教示願います。	井水調査結果はありません。 試掘採水を希望する事業者は、調整をさせていただきますので、組合（担当者）へご連絡ください。 なお、井水の取水量については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、届出井戸としての運用を想定していますので、1日の取水量は最大50m3以下となります。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
5	11	第1編 第3章	6	3.6.2	搬出入車両 (2)搬出車両	マテリアルリサイクル推進施設の搬出車両において、車両サイズ（4t, 10t）は提示頂けていますが、荷台の形状（ウイング車、荷台容積、天蓋有無）についてご教示願います。	構成市の搬出状況の現状から、下記の車両の使用が想定されます。 ○破碎鉄、破碎アルミ 10t キャブ車・蓋無 10t アームロール車 ○乾電池、蛍光管 10t キャブ車・蓋無 ○小型家電 10t アームロール車 ○携帯電話 10t ウイング車 ○廃家電 10t ウイング車 ○自転車 4t キャブ車・蓋無 ただし、今後決定する搬出事業者によって車両が多少異なる可能性があります。
6	14	第1編 第3章	7	3.7.1	公害防止基準 (3)騒音基準 (4)振動基準	『騒音基準は、(中略)「表 1-8 騒音基準」の基準以下とする。なお、「介護福祉施設等の敷地の周囲おおむね 50m の区域内」の基準適用範囲は、「添付資料 16 騒音・振動基準適用範囲イメージ図」を参照とする。』とありますが、敷地境界線上で騒音基準を遵守すると理解してよろしいでしょうか。 振動基準についても騒音と同様、敷地境界線上での遵守と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
7	20	第2編 第1章	1	1.1.3	建設業者の業務概要 (3)	「都市計画法第29条の開発行為許可申請は不要」とありますが、本敷地内に含まれる第1種農地及び市道に対する農転手続き・廃道手続きについては組合様にて実施されるものと理解してよろしいでしょうか。	第1種農地については、原則として農地転用が認められていませんが、本事業が土地収用法第3条に該当する事業であり、公益性が高いものであるため、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第1項第5号の規定に基づき、許可不要になる旨の回答を埼玉県より受けています。また、廃道手続きについては、和光市において手続きを実施予定です。事業者には必要に応じて、資料作成等の支援をしていただくことを想定しています。
8	20	第2編 第2章	1	1.1.3	建設業者の業務概要 (3)	各種関連業務について、「建築確認（計画通知）等の許認可手続」とありますが、本計画において、組合様が建築主であるため、建築基準法第6条1項の確認申請手続きとし、民間審査機関にて確認済証を取得するものと理解してよろしいでしょうか。	確認申請の手続きにあたっては、和光市建築課への申請と民間審査機関への申請が想定されますが、事業者における民間審査機関への申請を可とします。
9	20	第2編 第1章	1	1.1.3	建設事業者の業務概要 (5)オ 生活環境影響調査への配慮	「生活環境影響調査の結果に配慮した対応を行うものとする。」とありますが、生活環境影響調査の3-51ページ、「エ.長期平均濃度予測（年平均値）の予測条件」に記載の14,790Nm ³ /hは、最大排ガス量ではなく基準ごみ相当と考えられます。高質ごみ時1炉あたりの最大排ガス量をご提示いただいてもよろしいでしょうか。	高質ごみ時の最大ガス量は、31,000Nm ³ /hとなります。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
10	27	第2編 第1章	3	1.3.3	処理方式 (2) 有害ごみ イ 処理条件	「リチウムイオン電池を含む…(中略)、再商品化が可能なデジタルカメラや腕時計、携帯用音楽再生機等の家庭用電気製品等については、組合の指示により再分類した上で分けて保管して、組合が委託する業者に引き渡す。」と記載があります。 保管場所や人員を計画するために事業者が再分類・保管する対象物の数量をご教示願います。	具体的な数量はありませんが、処理条件としては不燃ごみや有害ごみの選別作業において、小型家電や廃家電、乾電池等に含まれるものからリチウムイオン電池を含む製品を選別抽出し、小型家電類ストックヤード内でフレコンバッグ等で分けて保管する流れを想定しています。 上記の流れについては、添付資料17, 21, 22でも確認できますので、これらを踏まえて計画してください。
11	27	第2編 第1章	3	1.3.3	処理方式 (3) 粗大ごみ イ 処理条件	「自転車については…(中略)一旦保管後に破砕処理とする」とあります。破砕不適部品の解体等作業が必要ですので想定搬入台数をご教示願います。	年間約3,500台を想定しています。
12	28	第2編 第1章	3	1.3.3	処理方式 (3) 粗大ごみ イ 処理条件	「製品プラスチックについては、…再商品化を行うため場内(屋外も可)に据え置くコンテナ(再商品化事業者が設置)に移送、保管して…」とあります。製品プラスチックの抽出等作業が必要ですので想定処理量をご教示願います。 また、事業者が設置するコンテナについて、想定種別・寸法、常設予定台数等をご教示願います。	処理量としては年間約200tを想定しています。 また、コンテナ常設数は1~2基(16㎡タイプのアームロールコンテナ)を想定しており、一定程度溜まった段階で組合により搬出(組合から再商品化事業者へ依頼)を行います。 具体的な種別や寸法は決まっていますが、粗大ごみに含まれるPP・PE製の衣装ケースや棚等を想定しています。 詳細については、上記も踏まえて受注者との協議により決定していくものとします。
13	28	第2編 第1章	3	1.3.4	計画処理量	粗大ごみについて、可燃性粗大ごみとその他の粗大ごみの内訳をご教示願います。実績がない場合は、事業者間で差異がないように、ご指定をお願いします。	粗大ごみの内訳に関する実績はありません。 可燃粗大ごみ切断機を設置する等の処理ラインの計画に関しては、事業者提案となりますので、事業者の経験に基づいて設定してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
14	38	第2編 第1章	7	1.7.9	別途工事との調整 (1)	「東京電力パワーグリッド株式会社が本事業に必要な特別高圧線の地中線引込に係る工事の実施する予定」とありますが、工事の時期、工事に関する条件（施工に必要な場所など）の情報があればご教示願います。	希望事業者は東京電力パワーグリッド株式会社の接続検討回答書が閲覧できますので、希望事業者は、組合（担当者）へご連絡ください。
15	41	第2編 第1章	8	1.8.1	施工条件 (2)	「工事搬入路等が指定されている場合は、その搬入路以外は使用しないものとする」と記載がありますが、現段階で搬入路のご指定があればご教示願います。	現段階で指定の搬入路はありませんが、事業予定地北側和光市道から入退場するようにしてください。 また、事業予定地付近の農地内道路は通行しないようにしてください。
16	68	第2編 第3章	2	3.2.3	プラットホーム出入口扉 (1)形式	【高速スパイラルシャッター】と記載がありますが、建屋性能に影響のないオーバースライダーを提案してもよろしいでしょうか。	p.68 3.2.3(5)アに記載のとおり、同等以上のものであれば提案を可とします。
17	73	第2編 第3章	2 8	3.2.8 3.8.11	ごみクレーン (5)特記事項 セ 灰クレーン (5)特記事項 オ	ごみクレーン、灰クレーンとも「クレーンガータ下端までは、RC造又はSRC造とする。」と記載がありますが、クレーンガータ下の大梁までをRC造又はSRC造と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	80	第2編 第3章	4	3.4.1	廃熱ボイラ (2)オ 特記事項 (イ)	「ボイラ鉄骨について、水平荷重は建築構造物が負担しないものとする」と記載がありますが、柱脚部については、水平荷重を負担させることによいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
19	82	第2編 第3章	4	3.4.7	ボイラ用薬液注入装置 (1) 清缶剤注入装置、 (2) 脱酸剤注入装置、 (3) ボイラ水保缶剤注入装置 イ 主要項目 (イ) ii) 容量	「希釈水槽原水槽」と記載ありますが、これは原水である薬剤を投入して希釈する1槽のタンクを示していると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	90	第2編 第3章	5	3.5.3	窒素酸化物除去設備 (3) 主要項目 エ 使用薬剤	形式が乾式となっている一方で使用薬剤は「アンモニア又は尿素」となっていますが、アンモニア又は尿素の使用を前提として、事業者側で適正な形式を選定してもよろしいでしょうか。また、粉体を使用しませんので付属品にある集じん装置は不要と理解してよろしいでしょうか。	組合が想定する形式は乾式法として、p.24 1.2.8(2) 表2-5に示す「無触媒脱硝方式（必要に応じて触媒脱硝方式を採用）」です。事業者において、同等以上の性能を確保できる場合は、提案も可とします。また、集じん装置については、お見込みのとおりです。
21	97	第2編 第3章	7	3.7.8	煙突 (5) 特記事項 カ	「外筒内に内筒を周回する階段を煙突頂上部まで設け、」と記載がありますが、煙突の頂上部は煙突内最上部の点検歩廊を指し、点検歩廊から上部の外部への4m程度のアクセスはタラップにて昇降するものと理解してよろしいでしょうか。	可としますが、詳細（高さ、仕様等）は受注者との協議により決定します。
22	125	第4章	4	4.4.8 4.4.9	残渣搬送コンベヤ (5) 特記事項 イ およびウ 残渣集合コンベヤ (5) 特記事項 イ およびウ	「イ 計量機能を有するものとし…（後略）」 「ウ 計量機能は計量法に従い指定検定機関による検定を受ける。」とありますが、破碎選別処理施設における残渣は見掛比重が小さく、コンベヤに設ける計量機能では精度の確保は困難です。そのため、計測精度の向上のためにシュート途中にゲートを設け、簡易的な計量ホッパを設ける方式を提案してもよろしいでしょうか。	可とします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
23	135	第2編 第5章	1	5.1.3	特高高压受変電設備 (2) 特別高压変圧器 (イ) タップ切替	「負荷時タップ切替付（自動及び手動）」と記載がありますが、場外の送電がなく、受変電点以降のケーブル長も長くありませんので、無負荷時タップ切替器を提案してもよろしいでしょうか。	可としますが、詳細は受注者との協議により決定します。
24	136	第2編 第5章	1	5.1.4	高压配電設備 (3) 高压配電盤 (カ)	高压配電盤を活かしたまま、進相コンデンサのメンテナンスをすることはなく、また、コンデンサ単体で修理をする場合もVMCを引き出し式とすることで安全であると考えます。よって、高压配電盤と進相コンデンサ主幹盤は一体としてよろしいでしょうか。	可としますが、詳細は受注者との協議により決定します。
25	138	第2編 第5章	1	5.1.4	高压配電設備 (6) 変圧器盤 エ 盤(負荷)構成	「プラント動力変圧器」と「プラント共通動力用変圧器」は集約してもよろしいでしょうか。	可としますが、詳細は受注者との協議により決定します。
26	144	第2編 第5章	1	5.1.7	非常用電源設備 (3) オ 特記事項 (エ)	「直流電源装置の容量は非常用照明の供給時間により算出する」とありますが、非常用照明器具はバッテリー別置型を採用すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	145	第2編 第5章	1	5.1.12	電力監視設備	「ごみ処理プロセスの監視端末とは独立して…」とありますが、DCSにオペレーターコンソールを1台追加し、これを電力監視設備の専用端末（操作、モニタ）とする案を提案してもよろしいでしょうか。	可としますが、詳細は受注者との協議により決定します。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
28	150	第2編 第5章	2	5.2.3	計装機器 イ モニタ設置場 所 表2-22 モニタ 設置場所リスト (エネルギー回収 型廃棄物処理施 設)	中央制御室のITV用モニタは、「60インチ以上1台、20インチ以上2台、25インチ以上6台」の合計9台のご指定がありますが、75インチモニタを9分割表示した場合、1画面が25インチ相当、つまり、75インチモニタ1台=25インチ相当9画面となるため、75インチモニタ2台を提案してもよろしいでしょうか。	可としますが、詳細は受注者との協議により決定します。
29	175	第2編 第7章	1	7.1.3	工事範囲 (1) 建築物等	「解体対象施設に係る全ての建築物等を解体撤去するものとする」と記載がありますが、203ページ「表2-66各対象物の解体撤去等の方針」に記載の内容が正と理解してよろしいでしょうか。	原則として解体対象施設に係る全ての建築物等を解体撤去するものとしますが、地下部分については土壤汚染に係ることから、表2-66の方針に基づき解体撤去又は残置するものとしてください。
30	176	第2編 第7章	1	7.1.3	工事範囲 (4) 敷地内残置 物等撤去	「和光市旧ごみ焼却場以外にも残置物等があるため、…水路脇に群生する中低木等の大規模な不適物以外のものについては、表示するものに限らず本事業にて撤去処分の対象とする…」と記載がありますが、提示頂いた資料及び現地調査時に目視確認できる撤去物以外に撤去すべきものが発見された場合は、工程及び費用についてご協議をお願いします。	大規模なものを対象とします（軽微なものは除く）。
31	180	第2編 第7章	2	7.2.3	廃棄物の処理・処 分 (1) 廃棄物の処理 及びリサイクルの 方法 表2-43	建屋内の残置物について環境省から「建築物の解体時における残置物の取扱いについて(通知)」(環廃産発第1402031号平成26年2月3日)が公表されています。残留物の排出事業者は組合様となり、建設事業者が残留物の処理処分はできません。したがって残留物の処理処分は工事範囲外と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、p.73.4.7(1)に記載のとおり、和光市旧ごみ焼却場のピット内に残置されている一般廃棄物については、和光市が処理を行うため、事業者において残置された一般廃棄物の積み込みまでを行っていただきます。(詳細は、受注者と和光市においての調整となります。)

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
32	181	第2編 第7章	3	7.3.1	事前調査結果	事前調査結果は2年以上前のものですが、労働基準監督署等の届出等に使用するものとして、有効と理解してよろしいでしょうか。	事前調査以降の当該区域内の変更がありませんので、有効と考えます。
33	190	第2編 第7章	4	7.4.12	基礎杭解体工事	「基礎杭のうち、非汚染区画にあるものは、撤去とする」と記載がありますが、工期短縮を図るために、事業者の判断により、施設配置上撤去する必要が無いと判断した杭は残置してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
34	199	第2編 第8章	2	8.2.1	土壤汚染状況調査の結果	<p>廃棄物混じり土の分別・処分数量を確定するにあたり、当該対策深さは以下の範囲と理解してよろしいでしょうか。または、下記数量の根拠となるボーリング柱状図をご提示ください。</p> <p>A1-7 : GL-0~2.2m, A3-6 : GL-0~0.85m, B2-3 : GL-0~0.5m, B3-4 : GL-0~2.85m</p>	<p>B2-3区画は、B2-2区画となります。</p> <p>上記であれば全区画についてお見込みのとおりです。</p> <p>ただし、B3-4区画については、旧焼却場の煙突基礎も解体撤去対象となります。</p> <p>なお、柱状図に関して、添付資料を配布しますので、希望事業者は組合（担当者）へご連絡ください。</p>
35	205	第2編 第8章	3	8.3.2	深い区画	10行目の「組合の調査で・・・が確認されているB2-2」については、「組合の調査で・・・が確認されているB2-3」と読み替えてよろしいでしょうか。	組合の調査では、B2-2区画が汚染区画、B2-3区画が非汚染区画となっていますので、要求水準書のとおりとなります。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
36	222	第3編 第4章	5	4.5.3	焼却残渣、資源物、適正処理困難物等の貯留・保管 (4)	紙資源（段ボールや雑誌等）について、「組合が指示する状態」とは、専用コンテナ等に入れてまとめられていると理解してよろしいでしょうか。また、その場合、コンテナの大きさに指定はありますでしょうか。	紙資源については、施設には通常搬入はありませんが直接搬入で混入して持ち込まれる場合があります。一定程度の量が溜まった段階で組合職員が受入先に移送作業をすることを想定しています。（量や保管スペースに応じて作業することを想定）上記を踏まえて、詳細は受注者との協議により決定します。

3 落札者決定基準に関する質問への回答

質問はありませんでした。

4 様式集に関する質問への回答

No	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	第15号-2-3	別紙1			電力関係調書 (発電電力等)	②売電単価の表に事業者名、単価等を記載するようになっていますが、本事業の売電収入は組合様となっています。条件統一のために記載内容のご指定をお願いします。	本事業の売電にあたっては、組合が小売事業者を決定する予定です。 ただし、現時点では、小売事業者が未決定であるため、売電単価は8.5円/kWhを使うこととしてください。
2	第15号-2-3	別紙1			電力関係調書 (発電電力等)	年間発電量および売電電力量の算出は、様式15号-4-2（別紙1）で事業者にて再設定する破砕残渣量ではなく、添付資料19の年度別計画処理量の破砕残渣量を用いて算出すると理解してよろしいでしょうか。 また、様式第15号-4-3（別紙）も同様に理解してよろしいでしょうか。	事業者にて再設定する破砕残渣量に基づいて算出してください。（様式15号4-2（別紙1）と整合させてください。）
3	第15号-4-3	別紙			エネルギー使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量	基準ごみ時の排出量を提案すると理解してよろしいでしょうか。 また、年間稼働日数が280日となっていますが、事業者が提案する稼働日数に訂正してもよろしいでしょうか。	提案に関しては基準ごみ時としてください。 また、年間稼働日数は事業者提案の稼働日数に変更しても構いません。

5 基本協定書（案）に対する質問への回答

質問はありませんでした。

6 基本契約書（案）に関する質問への回答

質問はありませんでした。

7 建設工事請負契約書（案）に関する質問への回答

質問はありませんでした。

8 運營業務委託契約書（案）に関する質問への回答

質問はありませんでした。